

検定試験等に関する参考資料

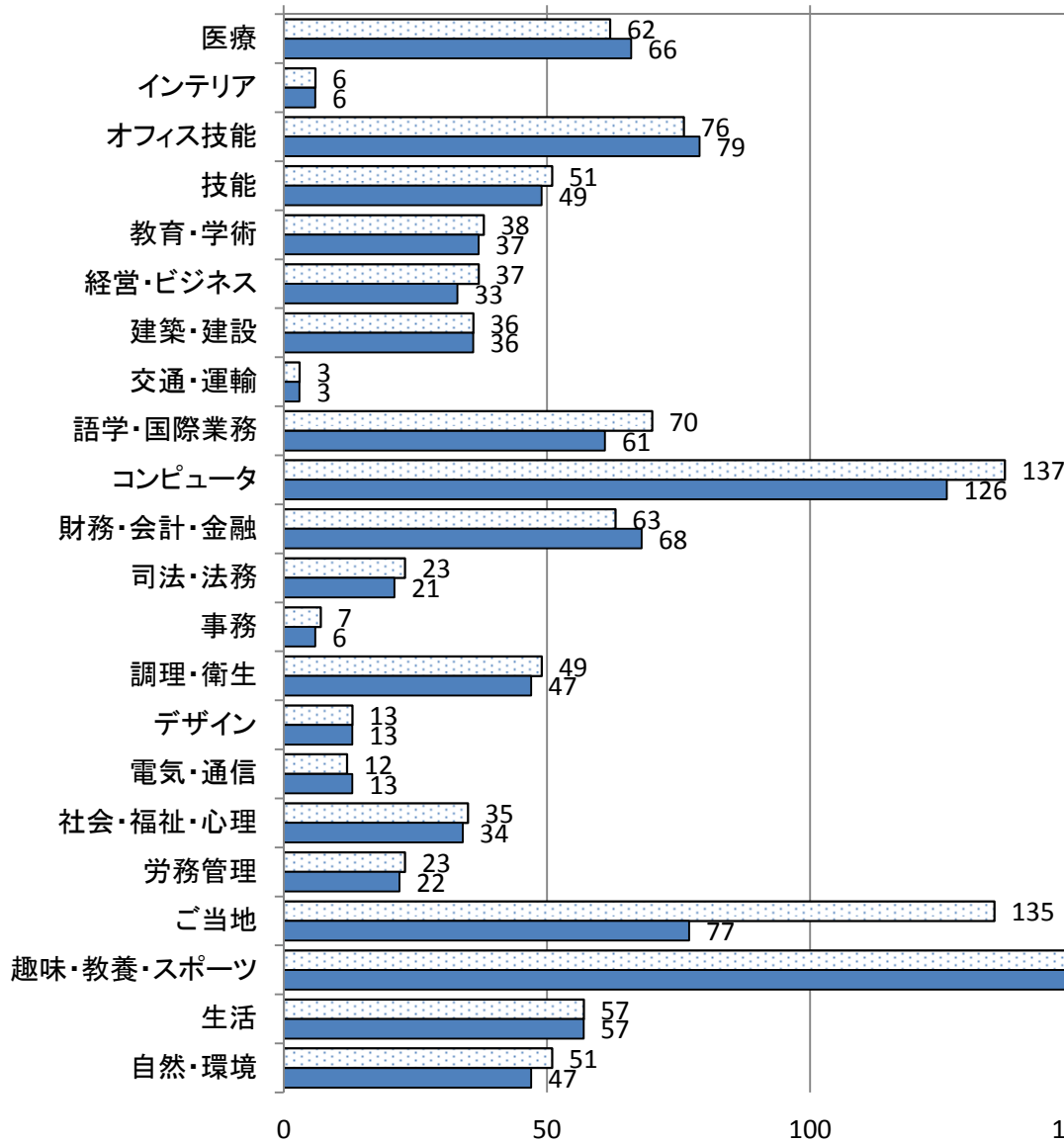
検定試験の現状

民間検定試験の概要

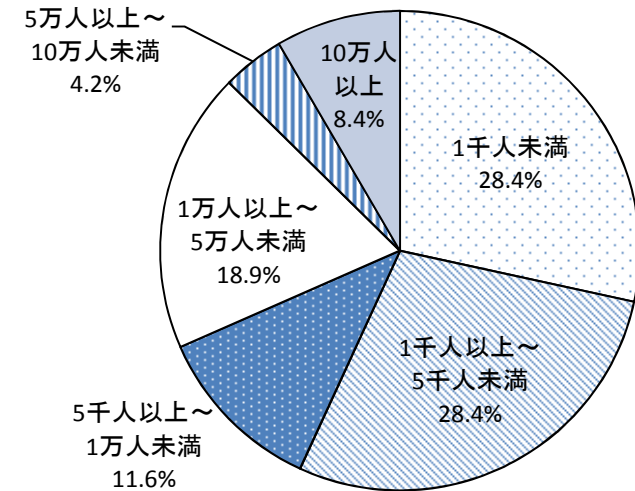
「第5回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2013年12月～2014年2月)に基づき作成

※各検定試験実施団体におけるインターネット上の公表情報による調査、民間検定数:(2013年)1,163検定、(2009年)1,250検定

【分野別検定数】



(参考)年間受検者数別割合



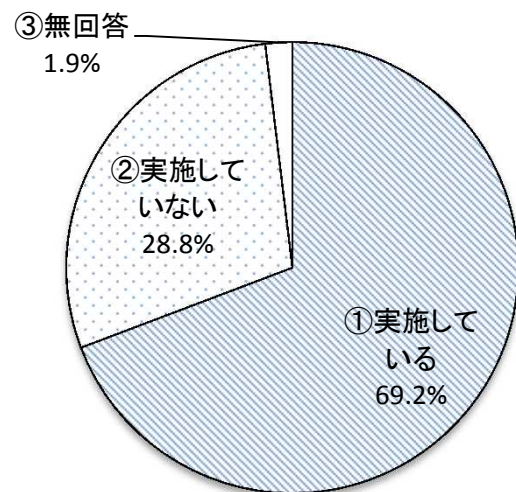
※ウェブサイトで年間受検者数を公表している190団体における割合

□ 2009年
■ 2013年

検定試験の自己評価の実施状況等

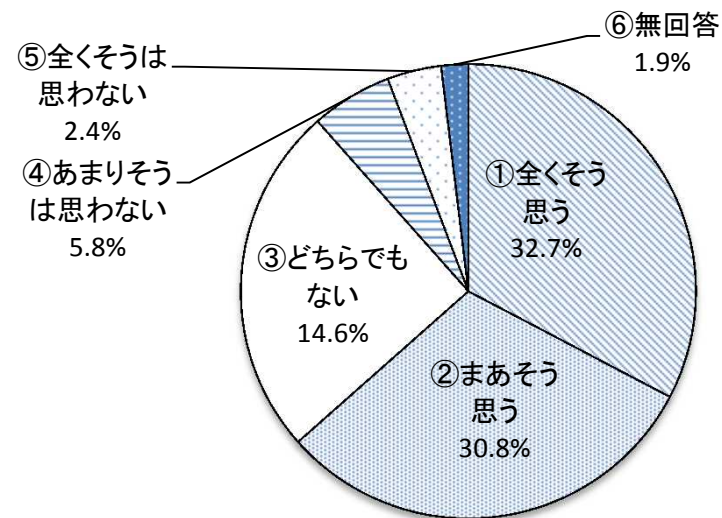
平成26年度 文部科学省委託調査「検定試験における第三者評価に関する調査研究」で実施した民間検定事業者に対するアンケート調査(調査対象:受験者数5千人以上の団体等90団体、回収率57.8%)の結果より作成。

【自己評価の実施状況について】



「検定試験の自己評価シート」を活用した自己評価を「実施している」団体の割合は、約7割。

【第三者評価の必要性について】



第三者評価の必要性について肯定的意見(「全くそう思う」「まあそう思う」)の割合は、約6割。

第三者評価の仕組みの必要性に関する回答(自由記述)

- 数多く存在する検定試験のなかで、どの検定試験が信頼に値するかを客観的に評価し公表することは、受験を目指す学習者たちのメリットとなる。
- 検定試験の質の向上を図り、受験者の信頼性を高めるためには「第三者」が関与する仕組みは必要であると考える。
- SNSでの評価、感想がWeb上に氾濫しており、受験者の生の声を集約すれば、受験者も検定実施団体もその検定の評価が高いか低いか、実際に役に立つのか立たないのか判断が可能。

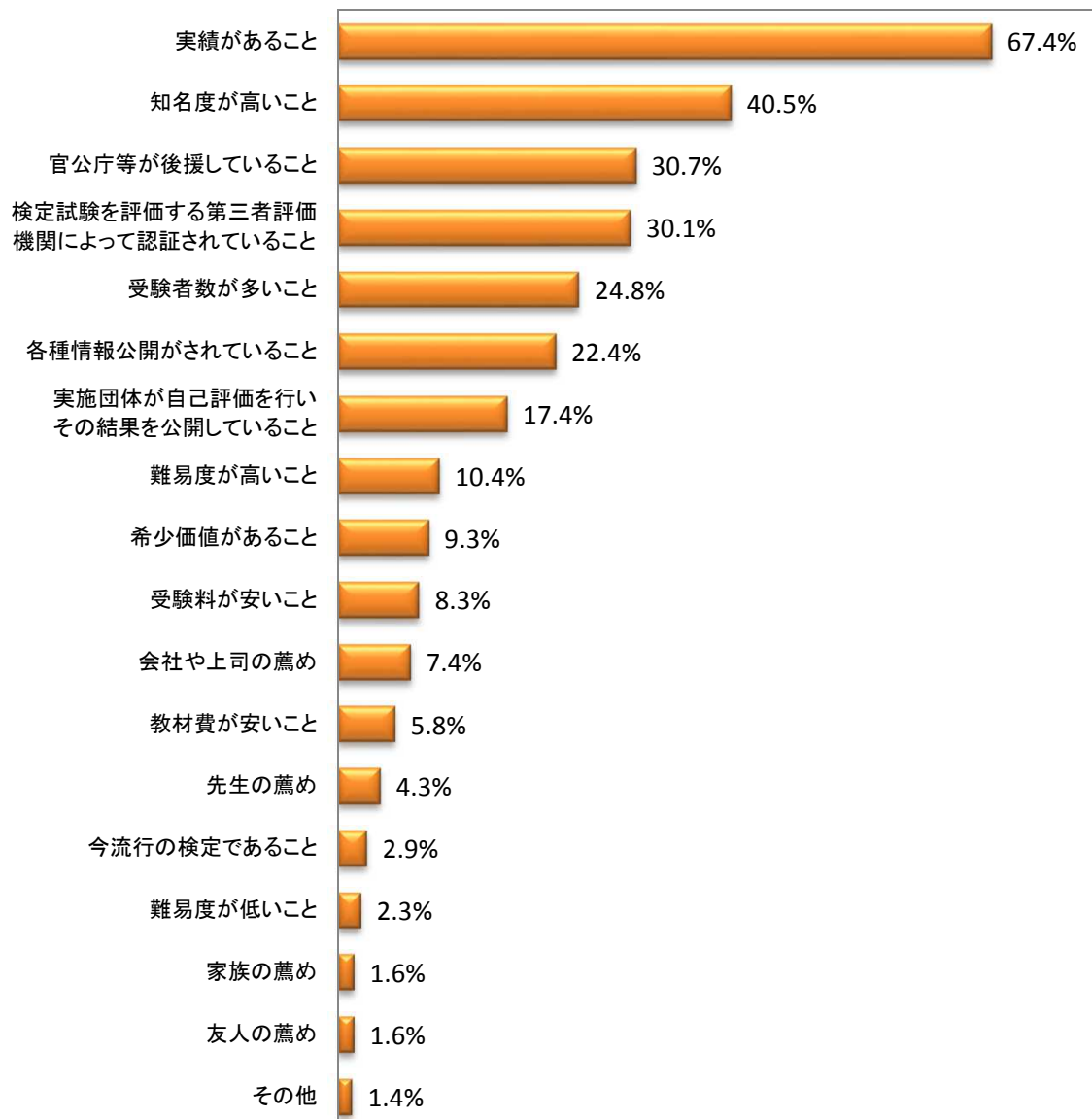
検定試験の信頼性についての受検者の判断基準

「第2回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2011年2月)に基づき作成

※Webアンケート方式、検定試験受検経験者10,000サンプル

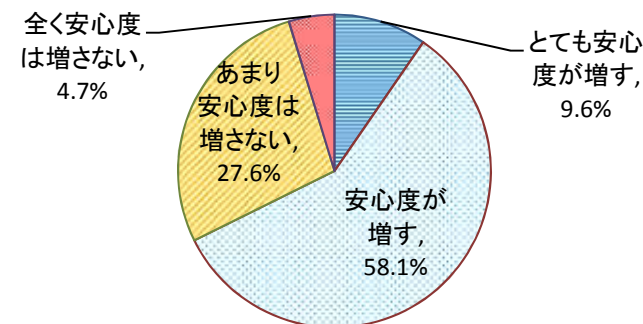
【信頼できる検定試験かどうかの判断基準】

「その検定試験が、信頼できるかどうかの判断基準は？」という問いに対する結果を集計(複数回答)



【自己評価を行う検定試験への安心度】

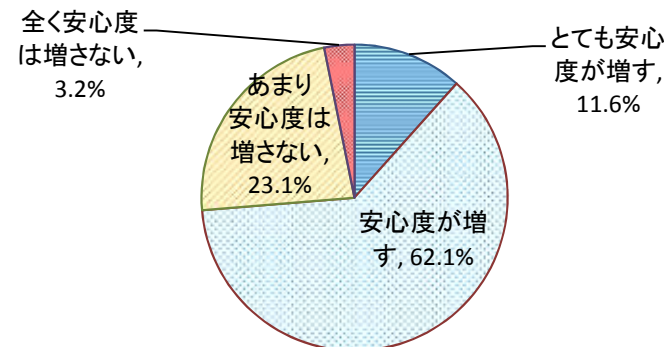
「今後自己評価(点検)を行い、その結果を公開する検定実施団体が実施する検定試験は、受験を検討する際に安心度が増すと思いますか？」という問いに対する結果を集計



自己評価により検定試験の安心度が増すと回答した受検者は約7割

【第三者評価による検定試験への安心度】

「今後検定試験の評価を行う第三者評価機関によって認証される検定試験は、受験を検討する際に安心度が増すと思いますか？」という問いに対する結果を集計



第三者評価により検定試験の安心度が増すと回答した受検者は約7割

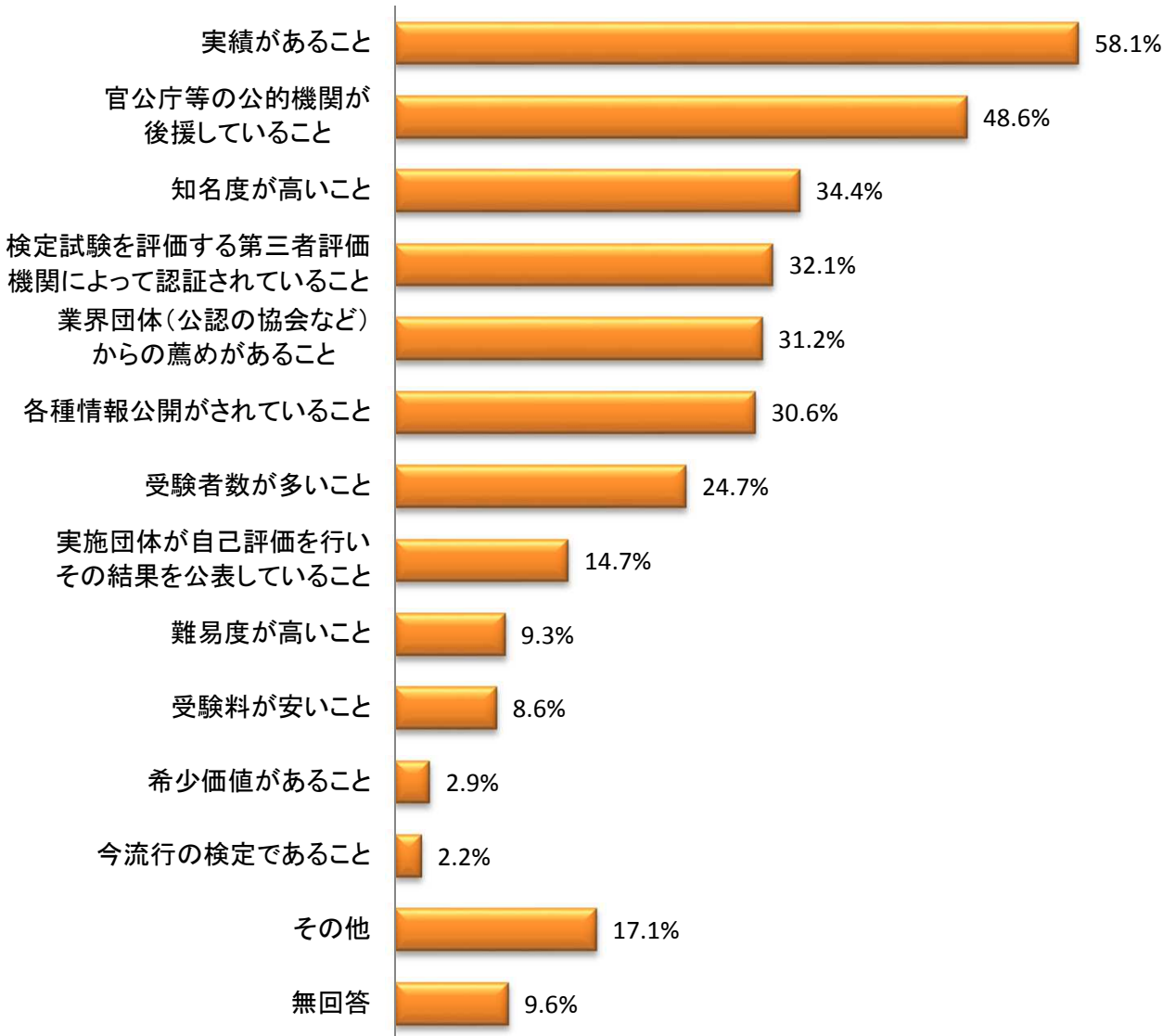
検定試験の信頼性についての大学等の判断基準

「第4回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2013年1月～2月)に基づき作成

※郵送及びWebアンケート方式、全国の高等教育機関(大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等5,000校)を対象、有効回答733サンプル

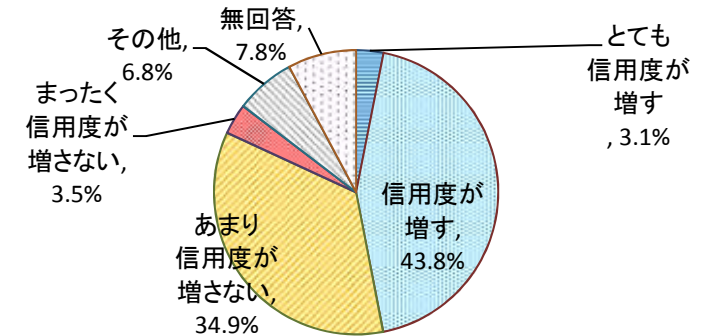
【検定試験・資格活用時の判断基準】

「貴校にとって、民間資格・検定を活用、奨励する際に判断する基準は何ですか。」
という問いに対する回答を集計(複数回答)



【自己評価を行う検定試験への信用度】

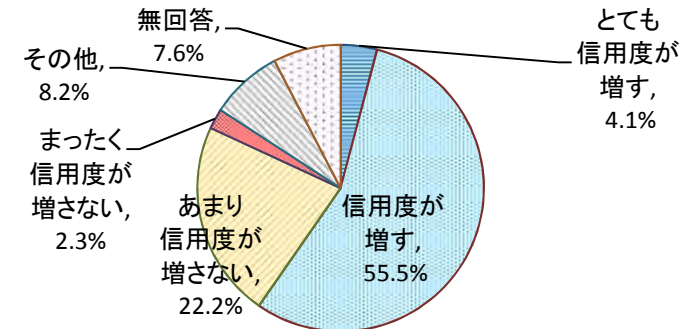
「今後貴校が、民間資格・検定を活用し、奨励する場合の判断基準とする際に、検定試験実施団体が自ら自己評価(点検)をおこない、その結果を公開する民間資格・検定に対しては、信用度が増すと思えますか。」という問いに対する回答を集計



自己評価により検定試験の信用度が増すと回答した大学等は約5割

【第三者評価による検定試験への信用度】

「今後貴校が、民間資格・検定を活用し、奨励する場合の判断基準とする際に、検定試験の評価を行う第三者評価機関によって認証される民間資格・検定に対して、信用度が増すと思えますか。」という問いに対する回答を集計



第三者評価により検定試験の信用度が増すと回答した大学等は約6割

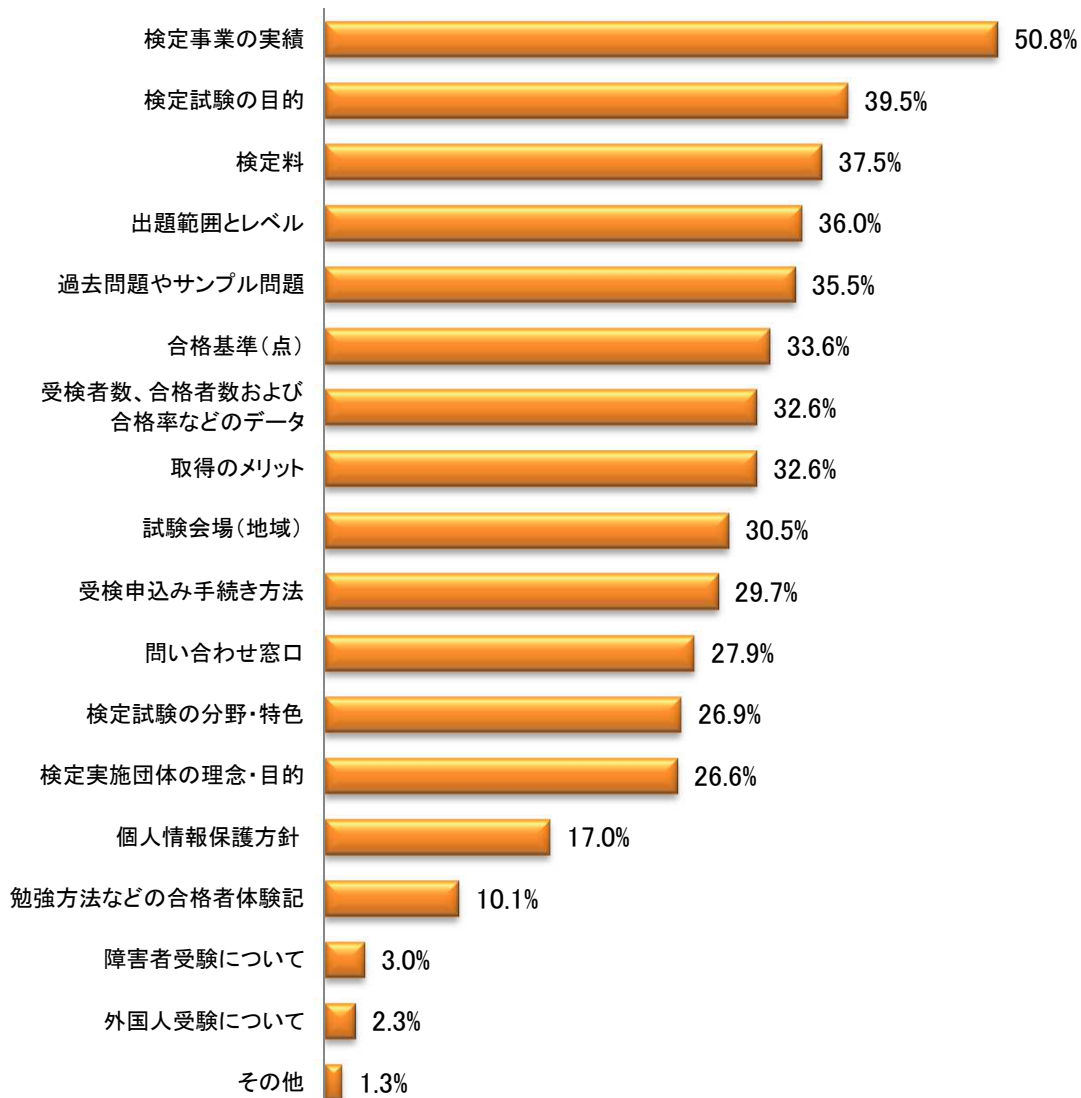
受検者が検定実施団体に求める情報公開の内容

「第2回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2011年2月)に基づき作成

※Webアンケート方式、検定試験受検経験者10,000サンプル

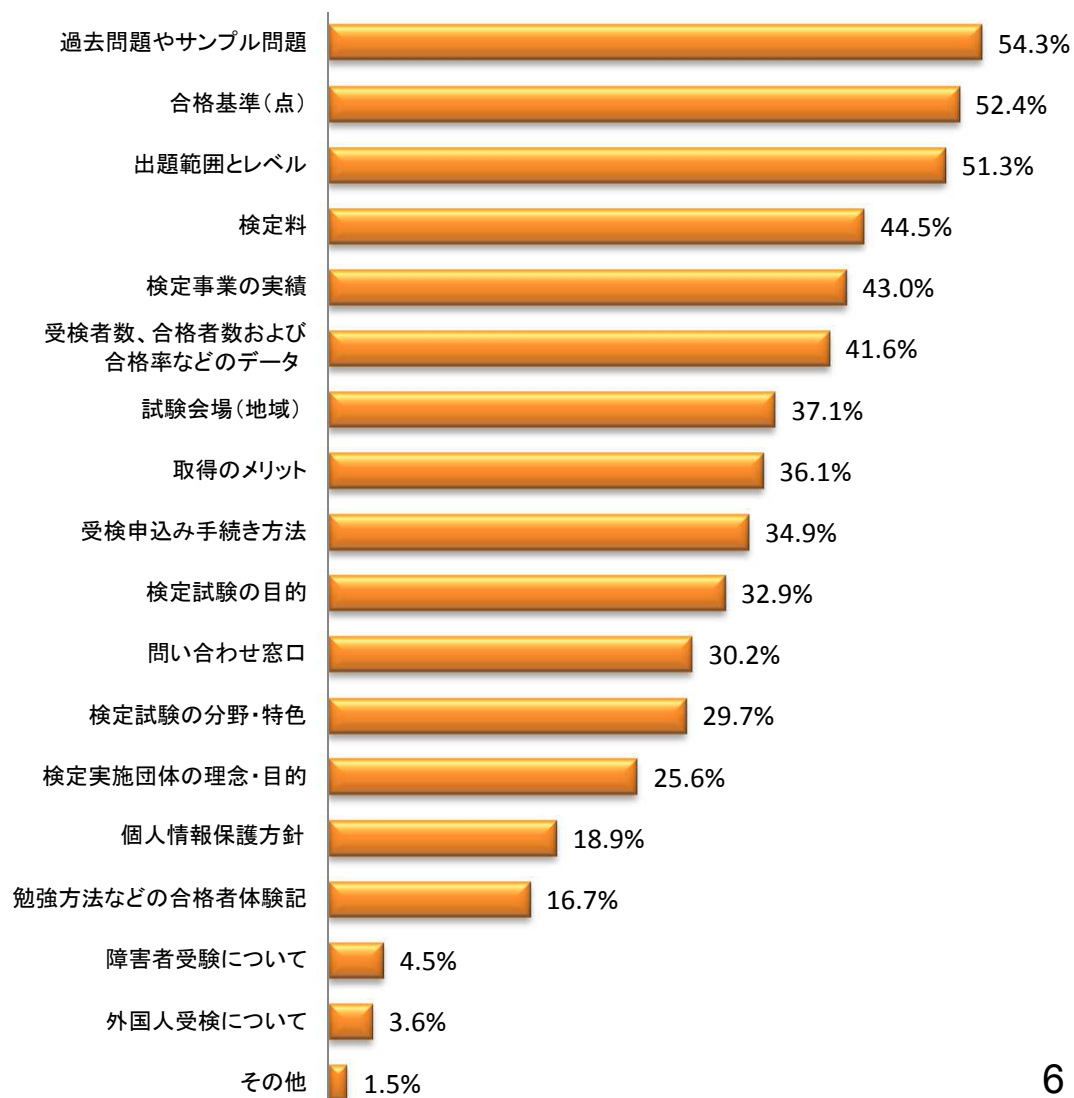
【検定試験のパンフレットやHPに記載されていると信頼できると思う項目】

「検定試験のパンフレットやホームページに記載されていると信頼できると思う項目」という問いに対する結果を集計(複数回答)



【検定実施団体に情報公開してほしいこと】

「検定実施団体に最も情報公開してほしいことは何ですか」という問いに対する結果を集計(複数回答)

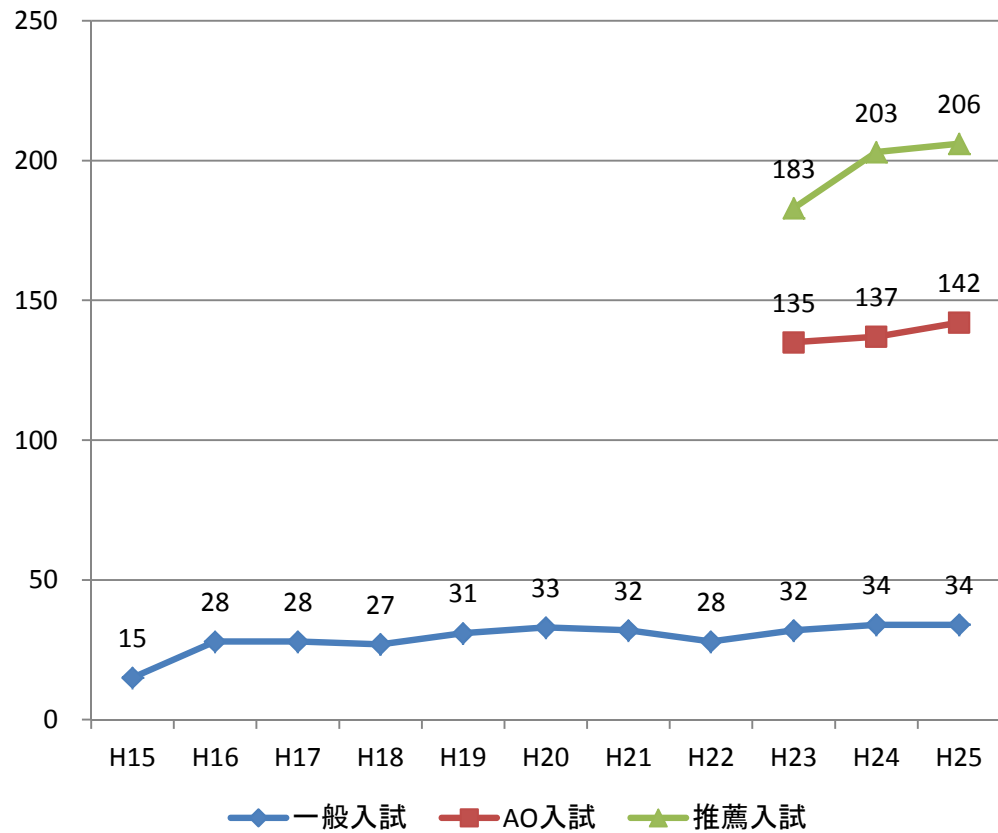


文部科学省が後援している検定試験の例

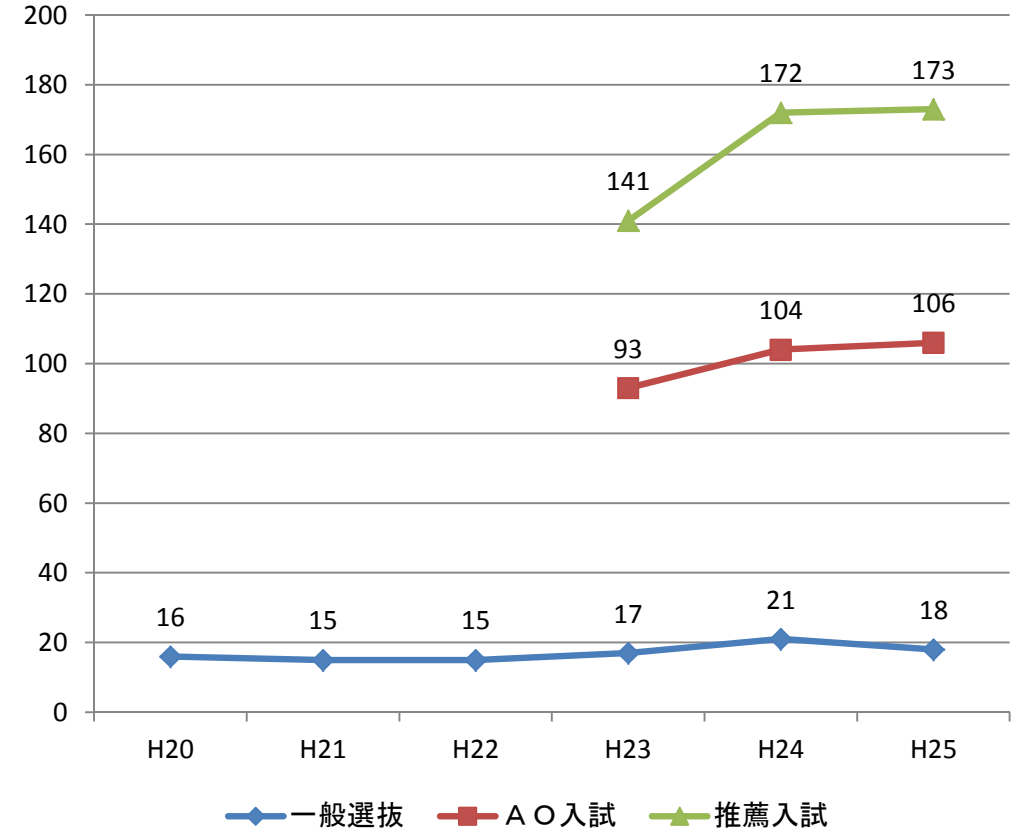
公益財団法人 画像情報教育振興協会	CGエンジニア検定
	画像処理エンジニア検定
	CGクリエイター検定
	Webデザイナー検定
	マルチメディア検定
公益財団法人 国際文化カレッジ	デジタル技術検定
	レタリング技能検定
	フォトマスター/写真とカメラの実用知識検定試験
公益財団法人 実務技能検定協会	秘書技能検定
	ビジネス文書技能検定
	ビジネス実務マナー技能検定
	サービス接遇実務検定
	ビジネス電話実務検定
公益財団法人 日本編物検定協会	毛糸・レース編物技能検定
公益財団法人 日本英語検定協会	実用英語技能検定
公益財団法人 日本数学検定協会	実用数学技能検定
公益財団法人 日本スペイン協会	スペイン語技能検定
公益財団法人 フランス語教育振興協会	実用フランス語技能検定試験
公益社団法人 色彩検定協会	色彩検定
公益社団法人 日本工業英語協会	工業英語能力検定
公益社団法人 日本速記協会	速記技能検定
一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団	ビジネス能力検定ジョブパス
	情報検定
一般財団法人 中央工学校生涯学習センター	トレース技能実務検定試験
一般財団法人 日本書写技能検定協会	硬筆書写技能検定
	毛筆書写技能検定

一般財団法人 日本ホテル教育センター	和食検定
	ホテルビジネス実務検定
一般社団法人 日本ライフスタイル協会	リビングスタイリスト資格試験
	家庭料理技能検定
学校法人 香川栄養学園	世界遺産検定
特定非営利活動法人 世界遺産アカデミー	日本語検定
特定非営利活動法人 日本語検定委員会	健康管理能力検定
特定非営利活動法人 日本成人病予防協会	マナー・プロトコール検定
特定非営利活動法人 日本マナー・プロトコール協会	日本語ワープロ検定試験
日本情報処理検定協会	情報処理技能検定試験
	文書デザイン検定試験
	ホームページ作成検定試験
	プレゼンテーション作成検定試験
	パソコンスピード認定試験
公益社団法人 全国工業高等学校長協会	計算技術検定試験
	情報技術検定試験
公益財団法人 全国高等学校家庭科教育振興会	全国高等学校家庭科被服製作技術検定
	全国高等学校家庭科食物調理技術検定
	全国高等学校家庭科保育技術検定
公益財団法人 全国商業高等学校協会	珠算・電卓実務検定試験
	簿記実務検定試験
	ビジネス文書実務検定試験
	英語検定試験
	情報処理検定試験
	商業経済検定試験
	会計実務検定試験

<語学関連>
(大学数)



<語学以外>
(大学数)



文部科学省大学入試室調べ

これまでの検討・関連する答申等の抜粋

検定試験の質の向上に関する検討等の経緯

昭和42年

- ・生涯学習の振興のため、学校教育上又は社会教育上奨励すべきものを認定する文部科学省認定技能審査(文部省告示第237号)開始
(平成12年度から文部省令により実施)

平成14年3月29日

- ・「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」閣議決定
平成17年度末に文部科学省認定技能審査制度を廃止することを決定。

(閣議決定抜粋)

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。

平成20年2月19日

- ・中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」
各個人の学習成果を評価する検定試験について客観性や質を確保する仕組みを構築する必要性

平成22年6月

- ・検定試験の評価の在り方に関する有識者会議(平成20年5月設置)により、「「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)」策定

平成23年2月

- ・検定試験の自己評価に関する研究会(有識者、検定事業者等により平成22年11月に立ち上げ)が、「検定試験の自己評価シート」をとりまとめ

平成28年5月30日

- ・中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」
第二部 「生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について」
 - ・ 質の向上のための評価の仕組みの確立や説明責任を果たす情報公開の促進
 - ・ 社会的に一層活用されるようにするための検定事業者、企業、学校等に期待される取組

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～

中央教育審議会(答申)

(平成20年2月19日)【抜粋】

<第1部 今後の生涯学習の振興方策等について>

3. 目指すべき施策の方向性

(1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

③ 学習成果の評価の社会的通用性の向上

○ 国民一人一人の学習活動を促進するためには、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できることが重要であり、そのためには学習成果を適切に評価する仕組みの構築が必要である。

○ このような学習成果が適切に評価され生かされる方策の必要性・重要性については、平成2年の中央教育審議会答申(「生涯学習の基盤整備について」)でも明らかにされ、その後も平成3年の中央教育審議会答申(「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」)における多様な学習成果を評価する仕組みを整備する必要性の指摘や、11年の生涯学習審議会答申(「学習の成果を幅広く生かす」)における、学習意欲を高めるためのみならず学習の成果を幅広く生かす観点から、学習成果を社会で通用させるシステムの必要性等の提言がなされている。さらに、改正教育基本法第3条の「生涯学習の理念」においては、生涯学習の「成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と、生涯学習の成果について新たに規定が設けられた。

○ しかしながら、多種多様な主体が提供する学習機会について把握した上でそれらの学習成果を特定の者が客観的に評価することは困難であること等から、これまでの生涯学習の振興における方策は学習機会の提供・整備等の施策が中心となり、学習成果の評価やその社会的通用性の確立に向けた具体的な方策は講じられてこなかった。

○ また、近年、民間事業者等を中心とした多様な学習機会(いわゆる「教育サービス」)が提供されており、学習者にとって多様な選択肢が用意されている。このような状況を踏まえ、様々な民間事業者等が提供する学習機会について、その学習内容や学習成果等の質の保証や評価を行う方策、行政と民間事業者等との連携方策等について検討し、生涯学習の成果の社会的通用性を向上させる必要がある。

4. 具体的方策

(1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える

③ 学習成果の評価の社会的通用性の向上

○ 学習成果の活用を促進するためには、学習成果の評価の社会的通用性を向上させることが必要である。そのため、民間事業者等が提供する多様な教育サービスについて、その内容の質の保証の在り方や学習成果の評価の在り方等について今後検討することが必要である。

(履修証明制度等の活用)

○ 平成19年に改正された学校教育法により、大学等が社会人等を対象とした課程(教育プログラム)を修了した者に対して証明書を交付することができる履修証明制度が導入されており、その活用を図ることが重要である。

○ また、企業の現場や教育機関等で実践的な職業訓練等を受け、修了証等を得て、これらを就職活動等の職業キャリア形成に活用する「ジョブ・カード制度」が平成20年度から開始されることとなっている。ジョブ・カードは履修証明制度によって交付される履修証明書等のほか、自分の職歴や教育訓練歴、取得資格等に加え、多種多様な学習成果の情報を一体的にまとめたものの総称である。各個人が自らの学習成果を生かして就業につなげるなど、本制度の積極的な活用が望まれるため、官民協力の下、同制度を広く普及させていくことが重要である。

(多様な教育サービスの評価の在り方やそのための質保証の在り方の検討)

○ 民間事業者等が提供する教育サービスの質の保証や評価の在り方について検討するに当たり、その第一歩として、各個人の学習成果を評価する検定試験について、全国レベルでの一定の基準を満たすものを対象とし、個々の検定の評価手法の有効性、安定性、継続性及び情報の真正性等を確保する仕組みを検討することが考えられる。

○ この場合、行政改革の経緯等から行政の直接的な関与が困難であれば、民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について客観性や質を確保するという仕組みが考えられる。その際、国がその客観性や公平性を担保するため、評価を行う際の参考となるガイドラインを作成するなど、民間事業者等の主体的な取組を支援する必要がある。

○ なお、このような検定試験に関する質の保証や評価の仕組みを構築することは、生涯学習という広い分野において学習成果の社会的通用性を向上させるための一つの方策であるが、このような生涯学習における多様な学習成果の通用性の向上を図ることは、地方公共団体等において既に行われている生涯学習パスポート等の取組に資するものであると考えられる。例えば、欧州においても各国における多様な学習の成果を共通の仕組みで評価する「生涯学習の評価のためのフレームワーク」¹²の構築が始まったところであり、その評価フレームワークが定着した際には、生涯学習パスポートにおいて反映・活用することが予定されており、我が国においても、まずは生涯学習の成果の評価のための仕組みが根付くことが期待される。

¹² 欧州連合(EU)において、2007年10月、生涯学習の評価のためのフレームワーク(EQF: European Qualification Framework)の創設について合意された。EQFは、各国の各資格がどのレベルにあり、当該資格保有者がどのような知識、技能、職業能力、個人としての能力を持つか比較可能とする。

- また、地域における多様な教育活動等において民間事業者等との連携が期待される中、そのような連携を一層促進するため、各地域の実態に応じて民間事業者等が提供する教育サービスの質の保証の在り方や行政との連携方策について検討することも重要である。

<第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方>

2. 今後の行政等の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

(4) NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政においては、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等において、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実態等に応じて行政が民間団体等との積極的な連携を進めることが大切である。
- 民間団体との連携については、国及び地方公共団体によって実施されている様々な施策を講じることにより、各地域における連携・ネットワークが築かれ、その過程においても深まっていくものと考えられるが、そのような地域における民間団体との連携の蓄積を行政として目的意識を持って計画的に行っていくことが重要である。また、その際に、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体に関する情報収集や活動内容に関するデータベースの整備等が有効である。
- このような民間団体との連携に当たっての行政の役割は、それらの自主的な「民」による活動を側面から支援しつつ連携し、持続可能な活力を生み出していくことであると考えられる。その際の支援としては、例えば、国においては、サービスの受け手に対し、それらのサービスに対する一定の質や信頼が得られるよう基準づくりを行うことにより、民間団体が活動しやすくなるような環境づくりを行うことや、自らも情報収集に努め、広く国民に情報提供を行うとともに、民間団体による情報提供が積極的に行われるような方策を講じること、さらには施策を講じる際に様々な行政機関と民間団体との連携が促進されるようコーディネーターとしての機能を果たすこと等が考えられる。また、これらの行政としての役割は、都道府県や市町村においてもその実情に応じて期待されるものである。

検定試験の評価ガイドライン(試案)について

「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)【概要】 (平成22年6月「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」)

検定試験: 社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資格」、「認定試験」などの用語を含め、広く学習者の学習成果を測定する、いわば物差しとしての役割を果たす包括的なもの。

1. 現状や課題

【現状】

- 民間の検定試験は、実施主体(社団法人、財団法人、NPO法人、株式会社、任意団体等)や目的、内容、規模等が多種多様。受検者層も多様。
- 検定試験を実施する参入障壁は比較的低い。
- 検定試験は様々な分野で活用。年間受検者数は数人~100万人以上規模まで多岐にわたる。

【課題】

- 試験の目的や内容が不明確。試験内容が体系的でない。受験者の本人確認がない。
- 実施主体の組織や財務などの情報公開が不十分。継続的に実施されない。などの状況もある

2. 検定試験の意義や評価の必要性

【検定試験の意義】

- チャレンジ精神の涵養、自己の学習の到達目標・到達度の確認、継続的な学習意欲の喚起、教養の涵養など、受検者の年齢・経歴や受検目的等により様々な意義を有しており、学習成果を適切に生かすことのできる社会(いわゆる生涯学習社会)の実現という面からも、検定試験の果たしている役割は大きい。

【評価の必要性】

- 検定試験の評価や情報公開を通じて、質の維持向上を図り、信頼性を確保することは、広く人々の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進、さらには、社会全体の利益にも資するもの。

3. 検定試験の評価手法

- 自己評価が開始されることが重要。その上で、類似する検定事業者間での評価(関係者評価)や、第三者機関による評価(第三者評価)といった外部評価が行われることを期待。
- 当面は、民間試験のうち、特に検定試験の効果が全国に及ぶ試験において取り組まれることが期待され、中長期的には各地域で実施されている様々な検定試験にも広がり、検定試験を通じて測定された知識・技能が、全国どこでも通用するような環境の構築が望まれる。

影響が大きな検定試験から各地域で実施されている様々な検定試験まで

自己評価から外部評価

自己評価		各検定事業者が、自ら行う事業(検定試験)について点検・評価することにより、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的な事業改善に資するとともに、評価結果の公表を通じて、受検者や利用者(学校・企業等)に対する事業の透明性を確保する。
外部評価	関係者評価 (必要に応じ)	検定事業者間による評価の取組を通じて、相互に検定試験の現状や先進的な取組等を把握することにより、各定事業者の自律的な質の向上や改善を促し、検定業界全体の向上に資する。
	第三者評価	評価の客観性や専門性、透明性等を確保した、専門家等による評価を行うことにより、各検定事業者の自律的質の向上や改善を促し、検定業界全体の質向上や信頼性の確保に資する。

4. 検定試験の評価の視点と内容

①実施主体

組織としての理念・目的が明確であり、検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、実施主体自身がPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。また、受検者や利用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。

- (1)組織(組織形態、事務処理体制等) (2)財務情報(収支計算書、貸借対照表等) (3)その他(情報公開、個人情報保護等)

②実施内容

検定試験の目的や内容が明確であり、これらと整合する適切な測定手法や審査・採点の基準等を有すること。

- (1)目的(目的(コンセプト)の明確化) (2)内容(測定する知識・技能やその水準等) (3)手段(具体的な測定手法等) (4)その他(試験結果の分析・検討等)

③実施手続

事前準備、事後対応を含め、適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

- (1)事前準備(分かりやすい募集要項等) (2)試験実施(試験監督業務のマニュアル整備等) (3)事後対応等(試験結果のデータ管理、試験結果等の情報公開、苦情対応等)

④検定結果の活用促進

検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるよう、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。

- (1)証明書の発行(受検者氏名、証明年月日、有効期限のほか、獲得した知識・技能の記載があること)
(2)関連情報(学校・企業等の利用状況、合格者の活躍状況等)の提供 等

⑤継続的な学習支援

受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者等において適切な取組を進めていること。

- 学習教材や過去問題等の学習情報の提供、類似試験等との関係性、受検者の知識・技能レベルの 情報提供 等

情報公開 検定事業の透明性や検定試験の信頼性の確保の観点からも必要な情報がわかりやすく示され、当該情報に誰もが容易にアクセスできることが重要。

5. 今後の取組

○今後は、検定事業者や関係団体等が主体となって、検定試験の目的、内容、規模等に応じた具体的な評価項目や評価基準に関する検討がなされ、各検定事業者による「自己評価」が開始されることが重要。

○類似する分野の検定事業者同士が、検定試験の質的充実を図る視点から行う「関係者評価」さらに、評価の客観性や専門性、透明性等の確保の観点から、第三者評価機関による評価(「第三者評価」)が行われるなど、段階的に評価の取組が進展することを期待。

○第三者評価機関は、評価事業を通じたノウハウの蓄積を活用し、検定事業者等からの相談に対する助言や支援を行うなど、検定試験の質の向上や信頼性の確保に資する取組を主体的に行っていくことも望まれる。

○国としては、こうした取組が進むよう、検定事業者等への働きかけや、評価手法等についての調査研究の実施、関係情報の提供など、必要な支援を継続的に推進。

「検定試験の自己評価シート」について

- 平成22年11月に有識者・検定事業者等により、「検定試験の自己評価に関する研究会」設置（文部科学省はオブザーバー参加）。
- 検定試験の質の向上や信頼性の確保に向けた自己評価の取組促進のため、平成23年2月に「検定試験の自己評価シート」をとりまとめ。

「検定試験の自己評価シート」による自己評価項目の概要

1 実施主体 ①組織、②財務、③その他 情報公開・個人情報

※評価の視点：組織としての理念・目的が明確であり、検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、実施主体自身がPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。また、受検者や利用者（学校・企業等）への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。

2 実施内容 ①目的、②内容、③手段、④その他

※評価の視点：検定試験の目的や内容が明確であり、これらと整合する適切な測定手法や審査・採点の基準等を有すること。

3 実施手続 ①事前準備、②試験実施

※評価の視点：事前準備、事後対応を含め、適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

4 検定結果の活用促進

※評価の視点：検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。

5 継続的な学習支援

※評価の視点：受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者等において適切な取組を進めていること。

6 情報公開

※評価の視点：学習者や利用者（学校・企業等）に対して、パンフレットやインターネット等を活用して、検定試験の実施主体や目的、内容、規模等に関する情報が公開されていること。

教育振興基本計画

(平成25年6月14日 閣議決定)【抜粋】

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組

基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

【基本的考え方】

- 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。
- このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。

【主な取組】

12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- ・ 民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及やISO29990(非公式教育・訓練サービスに係る国際標準)(※)等の質の保証・向上の取組への支援など、生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及する。また、文部科学省認定社会通信教育の改善に向けた取組をさらに進めることにより、良質な学習機会の充実を図る。さらに、社会教育施設の質の向上に向けて、基本施策30-1に記載した取組を進める。

※ 非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者向けに、事業者の学習サービスの品質向上を図ることを目的として、2010年9月に国際標準化機構(ISO)が発行した国際規格。

12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

- ・ 教育支援人材等の人材認証制度など、学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みを構築する。また、[民間検定試験実施事業者等における自己評価・情報公開の取組を更に普及させることにより、検定試験等の社会的通用性を高める](#)。さらに、国や関係機関において、青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みの構築を図る。

Ⅲ 高大接続システム改革の実現のための具体的方策

1. 高等学校教育改革

(1) 高等学校教育改革の基本的な考え方

(高等学校教育改革の「三つの観点」)

- 特に、高等学校については、生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化に対応して、学校や学科、教育課程の多様化などが進められてきたが、学習意欲を含め、基礎学力の低い者も見られ、また大学入学者選抜機能の低下も進むなど、全国的に共通で対応すべき課題も明らかになっている。このため、「多面的な評価の推進」において、多様な学習成果を測定するツールを充実する観点から、校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験の活用促進や各種民間検定の普及促進を図るとともに、(5)に掲げるとおり、「義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「それによる高校生の学習意欲の喚起」のため、生徒の基礎学力の定着度合いを把握する仕組みとして、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入する。

(4) 多面的な評価の充実

(多面的評価の充実の取組)

② 多様な学習活動の評価の在り方

- 高等学校での活用を念頭に置いた民間検定等については、検定等の実施主体において、高等学校における学習との関連を明確にしていくことや、より「思考力・判断力・表現力」を評価できるようにしていくことが求められる。こうした質的な充実等がなされることを前提として、学校の実態に応じて、生徒の学習の成果を多面的に評価していくツールの一つとして積極的に活用していくことを促す。
- また、各専門学科の専門高校校長会で実施する検定試験を含め、各種検定試験が、「学力の3要素」のうち、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等との関連を明確にしていくことになれば、当該検定試験の結果は、生徒が培ってきた資質・能力を評価していく材料の一つとして活用されることが期待される。

(5) 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の導入(多面的評価の充実の取組)

イ 基本的事項

③ 問題の収集・作成・精査・蓄積、提供の枠組み

- 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の問題の収集等の枠組みについては、同一問題・同一実施といった従来型のテストではなく、CBT方式での実施を前提として、実施主体において、以下の作業を行い、アイテムバンクに蓄積した大量の問題群から複数レベルの問題のセットを構築し、その中から適切なものを選んで受検できる仕組みを目指す。
 - ・ 全国の教育委員会・高等学校・関係団体等に対し、高等学校の定期考査、教委・校長会・学校が実施する実力テスト等の既存問題の提供を依頼するとともに、民間の資格・検定試験等からの問題提供の協力依頼を検討するなど、各方面から全国的に問題の収集を行う。

ウ 具体的な仕組み

⑦民間の活用等

(民間事業者の活用)

- 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の実施に当たっては、公的な性質を踏まえつつも、可能な業務は積極的に民間事業者の知見を活用する。
- 特に、英語については、高校生が受検する民間の資格・検定試験が既に複数種類存在しており、高大接続改革答申においても、これらの資格・検定試験を積極的に活用することとされている。
- 高大接続改革答申に加え、これを受け開催された「英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会」の議論を踏まえ、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の四技能を重視する観点から、[民間の資格・検定試験の知見を積極的に活用することについて、民間団体との具体的な連携の在り方を更に検討する](#)。
- 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」における英語では、その内容は学習指導要領に適合するとともに四技能を測るが、その際には、以下の観点から検討を行うことが必要である。
 - ・ 様々な民間の資格・検定試験があるが、日本人の英語力の現状を踏まえた高等学校段階における基礎学力の定着度について四技能を測る観点から、[測定しようとする能力が適切に把握できるかどうかなどテストの妥当性、信頼性が必要であること](#)
 - ・ 現行の資格・検定試験については、その実施場所によって生徒に対する受検機会の差があることや、受検料が数千円から数万円程度となっていることなど、[実施場所や費用負担などにおいて受検機会の更なる確保が必要であること](#)
 - ・ 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」が公的な性質を有するため、[安定性・継続性が必要であること](#)
- 以上の点を踏まえつつ、民間が有する知見・ノウハウを活用する観点から、英語以外の教科・科目も含め、民間との具体的な連携の在り方を更に検討する。
- 具体的な在り方としては、実施主体や民間が作成した問題等に基づき実施主体がテストの運営を実施する方式に加え、民間が基準に基づき問題の作成からテストの運営まで実施した上で、国や民間団体等が連携しながら換算・対照表を検証・作成する方式まで、様々な組合せが考えられる。

3. 大学入学者選抜改革

(2)個別大学における入学者選抜改革

ア 個別大学における入学者選抜改革の基本的な考え方

- ① 卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜への改善
 - このため、各大学においては、Ⅲ2. (2)イで述べたガイドラインを参考としつつ、「学力の3要素」に関し、入学希望者にどのような能力を求めるのか、それをどのような具体的な方法で評価するのかを入学者受入れの方針において明確化するとともに、入学者受入れの方針と具体的な評価方法との関係について、また、様々な評価方法をどのような比重で活用するのかなどについて、責任を持って説明できるようにする。
 - 具体的な評価方法としては、例えば、次のようなものが考えられる。
 - ・ 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の結果
 - ・ 自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法
 - ・ 調査書
 - ・ 活動報告書
 - ・ 各種大会や顕彰等の記録、[資格・検定試験の結果](#)
 - ・ 推薦書等
 - ・ エッセイ
 - ・ 大学入学希望理由書、学修計画書
 - ・ 面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション
 - ・ その他
 - 今後、各大学の入学者選抜において、「学力の3要素」を評価するため、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入による「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の十分な評価とともに、調査書や大学入学希望理由書、面接など多様な評価方法を工夫しつつ、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」についての評価を重視すべきである

③入学者選抜で学力の評価が十分に行われていない大学における入学者選抜の改善等

- また、各大学で学ぶ力を備えているか判断するための方策の一つとして、調査書等をより有効に活用することが重要である。具体的には、例えば、各大学において、
 - ・ 入学後の教育内容等を踏まえ重要と判断する教科・科目を指定し、高等学校での単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件として求めること
 - ・ 各大学で育成を目指す人材像を踏まえ、特定の活動歴や資格・検定試験の成績等について合否判定において評価することなどを、入学者受入れの方針において明示することが考えられる。

ウ 大学入学前の多様な学習や活動に係る調査書や提出書類等の改善

(調査書の見直し)

- 実施要項で定める調査書の様式等について、生徒の特性や高等学校での多様な学習や活動の状況を的確に示す観点から、以下のような見直しに取り組む。
 - ・ 教科・科目の学習の状況を多面的・総合的に把握できるよう、現行のような評定と修得単位数のみの記載ではなく、学習評価の観点別の評価を記載することなどについて、次期学習指導要領に基づく指導要録の見直しを踏まえ、調査書の様式を見直す。
 - ・ 生徒の特長や個性、多様な学習や活動の履歴についてより適切に評価することができるよう、現行の調査書の「指導上参考となる諸事項」等の欄を拡充し、より多様で具体的な内容が記載されるようにする。
 - その際、一定の共通の留意事項(例えば、検定のスコアや取得年次、活動の取組内容や期間など)を踏まえて記載されるよう、「記入上の注意事項」等を見直す。
 - ・ 大学入学者選抜の出題科目として対象となることの少ない分野での高い学習成果を適切に評価するため、例えば、大学が指定する特定の分野において特に優れた学習成果を上げたことを調査書で明示できるようにする。
 - ・ 全教科の評定を単純に平均した「全体の評定平均値」については、その値のみを評価することで生徒の多様な能力や個性の評価を妨げている面があるとの指摘もある。このため、現行のAO入試や推薦入試において全体の評定平均値が出願要件等に用いられていることなどにも留意しつつ、その在り方を検討する。

(3)「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

ウ 具体的な仕組み

④英語の多技能を評価する問題の導入

- 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の英語については、高大接続改革答申や「英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会」の議論も踏まえ、今後、「話すこと」「書くこと」「聞くこと」「読むこと」の四技能の評価を推進する。
- このような観点から、その具体的な在り方について、民間の資格・検定試験の知見の積極的な活用の在り方なども含め検討する必要がある。その際、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」に関する検討とも連携して進めることが重要である。
 - ・ 四技能のうち「話すこと」については、録音機能のついた電子機器(例えば、ICレコーダやタブレット型PCなど)による音声吹き込み試験とすることが考えられるが、特に環境整備や採点等の観点から、平成32年度当初からの実施可能性について十分検討する必要がある。
 - ・ 検討に当たっては、次期学習指導要領及び現行学習指導要領との関係、必要な水準の確保等のほか、例えば、以下のような点にも留意する。
 - ・ 入学者選抜としての妥当性(把握しようとする能力が適切に測定されているか、また、その測定値が適切に活用されているか)や信頼性(例えば、各回の試験結果が一貫するような問題作成方法や評価基準が提示されているかなど。)
 - ・ 適正かつ公正で透明性の高い試験実施体制(セキュリティや不正対策も含む。)
 - ・ 費用負担の在り方や受検機会の確保
 - ・ 継続性・安定性の確保
 - ・ 英語の多技能を評価する問題の実施時期については、受検者や大学の負担の軽減、採点期間の確保などの観点から、マークシート式問題とは別日程で実施することも検討する。この場合、記述式問題と同日に同一会場で実施することも考えられる。
- これらのほか、大学入学者選抜全体として英語の四技能の評価を重視する観点から、各大学の判断により、民間の英語の資格・検定試験について、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の英語の代替として活用したり、個別選抜において活用したりすることも有効である。

個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の 多様化と質保証の在り方について 中央教育審議会(答申)(平成28年5月30日)

第二部「生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について」(概要)

第1章 生涯学習を取り巻く状況

- **社会状況の変化** 人口減少や科学技術イノベーション、グローバル化などに対応するため、個人が自己の責任と判断で課題解決に取り組むこと、地域社会が住民の力を総合して地域の課題を解決することが求められている。
- **学習環境の変化** ICTの進展によって、eラーニング講座、SNSを通じた学習コミュニティ、放送大学の授業のネット配信・オンライン授業、MOOC(大規模公開オンライン講座)等を通じて、どこでも学習することが可能となった。他方、地域に根ざした学習機会は減少の傾向。

平成20年 中央教育審議会答申

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」

多様な学習機会と再チャレンジ可能な環境整備等のための生涯学習プラットフォームの形成及び学習成果の評価の通用性向上のための検定試験の質保証の仕組みの検討などを提言。

平成27年3月 教育再生実行会議 第六次提言

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

各種検定試験など個々人が学んだ成果を蓄積し、評価・活用の仕組みや、社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築する

地域の課題解決等に取り組む人材の育成やそのネットワークの構築が必要。また、雇用形態の変化等により、社会に出た後も知識・技術を習得することが必要となり、個人の「学習・活動履歴」の重要性が高まっている。
生涯を通じた学習機会を充実するとともに、学習した成果が適切に評価・活用される社会へ

第2章 学習成果活用の課題

学習成果を活用するに当たっての課題

- フォーマル教育(学校教育)、ノンフォーマル教育(公民館等の講座等)、インフォーマル教育(自主的な学習等)それぞれの学習・活動の成果が蓄積され、評価され、企業・学校・地域等での社会的な活用に適切につながるようにすることが重要。しかしながら、その方策は十分に確立されていない。
- 学習活動を更なる学び・活動に広げるため、学習者同士のネットワーク化・学習コミュニティの形成も重要。
- 公民館や大学等における、地域課題や社会的課題の解決に資する学習機会の充実が必要。また、学習者が適切な地域活動へ参加できる仕組みづくりも必要。

第3章 今後の施策の方向性

「学び」と「活動」の循環の形成へ

【基本的視点】 生涯学習を通じて「全員参加による課題解決社会」を実現するため、①各種課題に対応する多様な学習機会を充実し、一人一人の可能性を高めていくこと、②学習した成果が適切に評価され、活用につなげられる環境を整備すること、を両輪で進めることにより、「**「学び」と「活動」の循環**」を形成していく。

①「学び」の場の整備・充実

- 地域課題の解決等における学習成果の活用のために必要なこと
学習機会提供者： 地域の課題や社会のニーズに対応した学習機会の充実
学習者： 学習成果の活用を意識した学習活動
- 学習者の利便性向上やネットワーク化のために、生涯学習におけるICTの活用を推進することも重要。

②「学び」と「活動」の橋渡し

- 学習成果の活用には、大学等の学位や国家資格等のほかに、様々な学習の成果が身近で適切に評価される環境の整備が重要。
⇒ 検定試験の活用： 検定試験によって培った能力を地域や企業・学校等で活用する取組の促進
⇒ 「人材認証制度」の活用： 様々な社会的課題の解決を目指す人材の育成・確保に寄与
- 学習者の学習履歴等を基に、効果的に地域等の「活動」につなげるとともに、更なる発展的な学習機会を提供し、新たな「学び」につなげることも重要。
⇒ 学習者・地域活動・学習機会をつなぐ役割を果たす人材(社会教育主事、地域コーディネーター等)の育成が必要となる。
⇒ ICTを活用した生涯学習プラットフォーム(仮称)： 学習と活動を効果的につなぎ、それらの活性化を図る。
- 個人と家庭、職場、学校、地域を総合的に捉えた生涯学習が一層進展することが期待される。

第IV章 検定試験の質の向上等

※本答申の対象＝学習者の学習成果を測り、一定の基準に照らして合格・不合格の決定や達成した水準の程度を示すものうち、法令等に基づかず、民間の団体が実施するもの

検定試験の評価及び情報の公開

○ 検定事業者による情報公開が期待され、評価を通じた検定試験の一層の質の改善と向上が求められる。

自己評価

検定事業者は、検定試験の質の向上のため、「検定試験の自己評価シート」を活用して自己評価。

- ・ 少なくとも毎年度1回は行うことを基本。受検者や活用户にも分かる形でその結果を公表。
- ・ 国は、各検定事業者の自己評価の取組の充実のため、自己評価の項目等をガイドラインとして示す。

第三者評価

対象

- ・ 検定事業者が、自らの判断により、積極的に第三者評価を受けることが強く期待される。
- ・ 社会での広い活用を目的とするものや国の後援を受けるものは、第三者評価を受けることを基本。
- ・ 3～4年に1回行うことを基本。

実施

- ・ 多様な主体が特色のある第三者評価を実施し、検定事業者がその中から選択。
- ・ 国は、第三者評価事業の後援、第三者評価のガイドラインの作成などにより支援。

内容

- ・ 運営・組織に関する項目は、全ての第三者評価機関による評価において、評価の対象。
- ・ 試験問題を作成する体制等の状況は、運営・組織に関する項目の一環として評価。
- ・ 試験問題に関する項目の第三者評価は一律には求めず、第三者評価機関が専門性を発揮し実施。
- ・ 具体的な内容・項目は、第三者評価機関が定めることを基本。国は一定の基準を策定。

結果

- ・ 第三者評価の評価結果は、検定事業者とともに、第三者評価機関においても公表。
- ・ 国は、公表される評価結果について、検定試験の受検者・活用户への周知を促進。

自己評価との関係

- ・ 第三者評価機関は、検定事業者が取り組むべき自己評価の項目・内容を示す。
- ・ 検定事業者は、自己評価シートに加えて、業務遂行の適正性の状況について毎年度点検・評価を行った結果を第三者評価機関に提示。国の後援を受けているものは、国に対しても提示。

※国は、自己評価・第三者評価の相互の体系や詳細を更に検討し、「検定試験の評価ガイドライン」を策定。

※関係者評価は、今後、検定試験の評価の体系に位置付けないが、自主的に取り組むことは有意義。

検定試験の一層の社会的活用のために期待される取組

検定事業者

- ・ 社会的活用を念頭に、自らの運営・組織の状況、検定試験の受検者数・合格率などの基本的な情報や、測ろうとする資質・能力の詳細、検定試験の社会における活用事例等を示すことが求められる。
- ・ 基礎から発展まで幅広い検定試験の実施、家族ぐるみで検定試験に取り組むことができる工夫などにより、学習者が生涯にわたり段階を追って学習を継続する励みとなることが期待される。

企業等

- ・ 受検を推奨する検定試験の明示、受検料等の負担軽減等の様々な支援が考えられる。
- ・ 人材募集の際に、検定試験に既に合格している者を一定程度優遇することなども考えられる。
- ・ 検定試験の設計段階から積極的に関与し、人材募集の際の要件とするなどの取組が考えられる。

学校

- ・ 検定事業者が公開する情報等に基づき、活用可能な検定試験を積極的に明示するなどして、多様な学習成果を測る方法の一つとして検定試験を活用することが考えられる。
- ・ 検定試験の結果を学校での指導に役立てるとともに、特に高等学校段階で、学校の教育目標や実態に応じて、その合格により関係科目の単位認定を行うなどの取組を一層進めることが期待される。

国・地方公共団体

- ・ 国においては、産業界や学校と検定事業者などの関係者間の対話の場の設定や、協働による検定試験の質の向上や社会的活用の促進のための取組が期待される。
- ・ 地方公共団体においては、公立学校の設置者として、学校における検定試験の適切な活用のために必要な情報を各学校に提供することなどにより、各学校における適切な活用を促すことが期待される。

「人材認証制度」の活用の促進

※人材認証制度：一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を第三者が客観的に認証等を行う仕組みを網羅的に指すもの

○ 公民館等の社会教育施設や大学等は、人材認証制度を活用した取組を充実することが期待され、国・地方公共団体もその取組を促進することが期待される。

第V章 ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の構築

これまで行われてきた対面による交流や相談、情報提供は、今後も有意義。今日のICTの進展を踏まえ、これらの取組への支援の充実のため、ICTを活用したプラットフォームを構築することが可能になった。ICTの活用により多様な情報の効果的な記録・管理・活用が可能になり、また、活動機会を増やすことも可能になる。

対面による交流での情報提供、マッチング等に加えて、ICTを活用して学習・活動の成果を適切に記録・管理・活用することを希望する学習者のため、「生涯学習プラットフォーム(仮称)」の構築に向けて検討を進める。

生涯学習プラットフォームに求められる役割・機能と実現されること

第1の機能 学習機会の提供

- 【求められる役割・機能】
- 成果の活用を意識した学習機会の充実、学習活動の展開への支援
 - ① 各種情報(学習機会、地域課題、地域活動、「人材認証制度」等)の共有
 - ② 教育コンテンツの流通
 - 大学、地方公共団体、民間事業者等による学習プログラムの体系的な再構築
- 【実現されること】
- 学習者の学習・活動履歴に応じた関連の深い講座等の推薦(レコメンド機能)。学習相談への活用
 - 学習者の目標設定の支援・意欲の持続、学習機会提供機関の活性化や連携・協働
 - 社会教育主事等による社会教育事業の企画・立案時の活用

第2の機能 学習・活動履歴の記録・証明

- 【求められる役割・機能】
- 学習機会提供者や検定試験実施団体等による記録・証明。
 - 記載の信頼性と自由度のバランスをとりつつ、様々な学習・活動成果を広く示す。
 - ① インフォーマル教育を通じた学び等を一人一人が自由に記載できる部分を設ける。
 - ② 学習者や相互の人的ネットワーク等を活用し、知識・技能の証明等を実施。
- 【実現されること】
- 学習・活動履歴の信頼性を確保。
 - インターネット等を通じ、多くの人への学習・活動成果の提示が可能。オープンバッジ等の最新技術の導入も可能。

第3の機能 学習者等のネットワーク化機能

- 【求められる役割・機能】
- 学習者同士をネットワーク化し、実際に地域の人材を求めている地方公共団体やNPOとのマッチングに資する。
- 【実現されること】
- 社会教育主事や地域のコーディネーター等の社会教育関係者による、学習と活動とのより効果的なマッチング
 - SNSを通じた仲間とのつながり・学習コミュニティの形成等による学びや活動の更なる活性化

当面取り組むべき課題

※システムとしての運用可能性、効果や影響についての分析・検討、マネジメント方法、他の推進方策との整合性、個人情報保護等に留意して、更に関係者と協働して検討を進める必要。

- ・ ICTを活用した初等中等教育段階向けの実証事業の成果を活用しつつ、フォーマル教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育を包含する生涯学習全般に拡張するための検討を進める。
- ・ 学習活動の成果の蓄積を基にしたマッチング等機能の在り方の実証を進める。
- ・ 諸外国における学習・活動の成果の蓄積・活用に係る事例研究が必要。
- ・ 様々な関係機関との役割分担の検討が望まれる。

発展的な「学び」と「活動」の循環へ

- ・ 様々な学習・活動の成果や履歴等の情報の活用により、学習者・学習提供者・活動機会相互の評価・マッチングが進む。
- ・ 蓄積された学習・活動履歴等のデータ分析により、関連研究が促進。
- ・ ICTの活用により、生涯学習活動の世界的なネットワーク化や国境を越えた学習情報の収集・発信に寄与。

検定事業者に求められる情報公開・評価の概要

自己評価

対象 全ての検定試験

実施回数 少なくとも毎年度1回

評価項目

- 「検定試験の自己評価シート」を活用
- 第三者評価を受ける場合は、同シートを踏まえ、第三者評価機関が自己評価項目を提示
- 各年度の試験問題に関する評価

評価結果の公表

検定事業者から公表

自己点検

- 各検定事業者は、日常的に検定試験を点検し、改善
- 業務遂行の適正性についても点検・評価

第三者評価

対象 各検定事業者の判断により積極的に第三者評価を受ける
〔特に、広く社会で活用されるためのものや国の後援を受けようとするものは第三者評価を受けることを基本〕

評価項目 第三者評価機関が定める。

※ 国は基準を策定

検定試験の運営・組織に関する項目(含. 試験問題を作成する体制等の状況)

全ての第三者評価機関で実施

※自己評価シートに加え、業務遂行の適正性の自己点検・評価の結果を第三者評価機関に提示(国の後援を受ける場合は、国にも提示)

評価者 会計・法令の専門家を含む

検定試験の試験問題に関する項目(除. 試験問題を作成する体制等の状況)

各第三者評価機関が実施するかどうかを決定

※検定事業者は積極的に自己評価として取り組むことが望まれる。

- 試験問題で測る知識・技能の専門性の評価 ← 検定事業者が情報公開
- テスト理論に基づく評価

評価者 テスト理論の専門家・当該分野の専門家を含む

実施回数 3～4年に1回

評価結果の公表 検定事業者・第三者評価機関から公表

※ 国は、評価結果の周知を促進

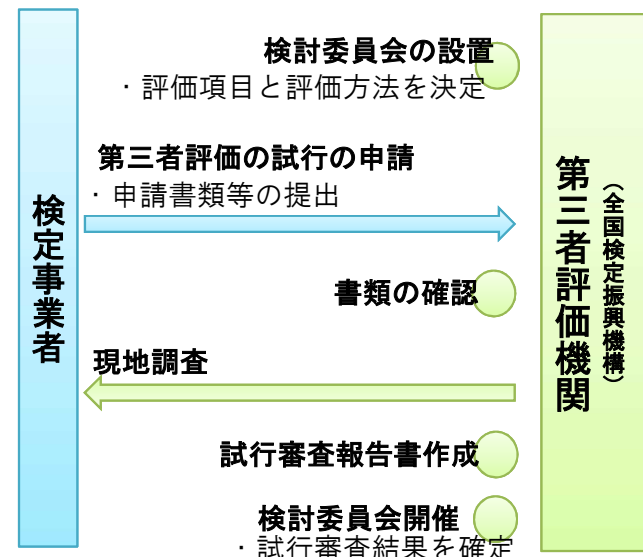
情報公開

社会的活用に必要な情報を公開(検定事業者の運営、試験の基本的な情報、測ろうとする資質・能力の詳細、活用の事例・成果 等)

検定試験の第三者評価の試行について【概要】

文部科学省では、平成26年度から、検定試験の第三者評価の試行等を行う委託事業を実施。概要は以下の通り。

- **実施時期**:平成26年度:9月～10月、平成27年度:1月～2月
- **評価項目**:「検定試験の自己評価シート」の項目を基本として、これに「コンピュータを使って行う試験」などの新しい項目を加えた項目を評価。
 - 検定試験の運営面を主とした評価だけでなく、実施している試験問題の質を評価することが考えられることから、平成27年度は、検定試験の問題内容に関する評価項目シートを作成。
 - この評価シートを踏まえて、平成28年度は、試験問題の質の評価についても、試行的に実施。
- **試行の流れ**:有識者からなる検討委員会を設置し、評価項目と評価方法を決定。これを踏まえ、書類の確認及び現地調査を実施し、評価結果を確定。
 - 書類の確認は、第三者評価機関の事務局職員が行い、この際、現地調査で審査すべき項目を確認。
 - 現地調査は、第三者評価機関に置かれた検討委員会の委員及び第三者評価機関の事務局職員が実施。
- **評定**:
 - 各評価項目を、内容の重要度に応じて、3段階に区分して「重み」づけ。
 - 「重み」を加味して算出した合計得点等に応じて、平成26年度は「合格」・「不合格」、平成27年度は「A評価」「B評価」「C評価」「不適合(不合格)」の評定をつける。



検討委員会における主な意見・試行から抽出された課題:

<平成26年度>

- あらゆる分野の検定試験の試験内容を第三者機関が評価することは現実的ではなく、問題作成・採点方法等の枠組みの妥当性の審査を行うべき。
- 第三者評価に対する信頼を確保する上で、審査側の中立性が確保されることが重要。また、審査結果に不服がある場合の申立て方法なども、今後検討が必要。

<平成27年度>

- 問題内容の第三者評価を行う場合は、試験問題の作成体制等を検定試験の運営面を主とした定型的評価(外形的評価)で行い、問題内容の妥当性と信頼性の評価は別途行うことが考えられる。これらの第三者評価を行う体系を検討することが必要。
- 複数の級の実施をする検定試験の場合、取得することで社会的な価値が認められる級と、自己の学習の到達度の確認等で利用される級に分けて考えて評価を行うことが考えられる。
- 小規模な検定試験等については、審査項目を削減し、審査費用を抑えた簡易版の評価を行うことが必要。
- 第三者評価を実際に行うに当たっては、申請書類の精査、実地審査にあたる有識者・評価検討委員会の有識者等の人員の時間と労力に相応するコストが発生する。